○都市計画に関する件
（**中国地方整備局**四三～四五）　一〇五
○道路に関する件
（**四国地方整備局**六九）　一〇六
○道路に関する件
（**九州地方整備局**八四、八五）
○道路に関する件（**北海道開発局**四四）
○道路に関する件
（**沖縄総合事務局**一一）

〔官庁報告〕

官庁事項
平成二十四年度輸入食品監視指導計画の公表について（厚生労働省）　一〇七
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　一二四

〔公　告〕

諸事項
裁判所
破産、免責関係　一二四
特殊法人等
工事完了（中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社）関係　一三四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、旅行業者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当表関係　一三六
会社その他
会社決算公告

府　令

○内閣府令第十四号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）及び関係法律の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年三月二十九日　内閣総理大臣　野田　佳彦

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項中「並びに第五号チ」を「、第五号チ並びに第六号」に改め、同項第五号ロ(1)中「破綻先債権」を「破綻先債権」に改め、同号ハ中「元本補てん契約」を「元本補塡契約」に改め、同項第六号中「次条第四号」を「次条第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として長期信用銀行から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。）に関する事項であつて、長期信用銀行の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

第十八条の三中「及び第三号ホ」を「、第三号ホ及び第四号」に改め、同条第三号ロ(1)中「破綻先債権」を「破綻先債権」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。）に関する事項であつて、銀行及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

第十九条の三中「及び第三号ホ」を「、第三号ホ及び第四号」に改め、同条第三号ロ(1)中「破綻先債権」を「破綻先債権」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。）に関する事項であつて、銀行及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

第二十四条の二十六第一項中「並びに第四号ホ」を「、第四号ホ並びに第五号」に改め、同項第四号ロ(1)中「破綻先債権」を「破綻先債権」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行持株会社若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。）に関する事項であつて、銀行持株会社及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

（長期信用銀行法施行規則の一部改正）

第二条　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項中「並びに第五号チ」を「、第五号チ並びに第六号」に改め、同項第五号ロ(1)中「破綻先債権」を「破綻先債権」に改め、同号ハ中「元本補てん契約」を「元本補塡契約」に改め、同項第六号中「次条第四号」を「次条第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として長期信用銀行から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。）に関する事項であつて、長期信用銀行の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

第十八条の三中「及び第三号ホ」を「、第三号ホ及び第四号」に改め、同条第三号ロ(1)中「破綻先債権」を「破綻先債権」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として長期信用銀行若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。）に関する事項であつて、長期信用銀行及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの